随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和８年９月分　　総務部　総務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
9月28日	敷地内看板設置工事	東亜技研株式会社	¥206,250	〇	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2025.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和８年9月分

総務部　　秘書人事課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
9月17日	メンタルヘルス×ハラスメント研修委託	コーピングデザイン	¥280,000	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和８年９月分

総務部　危機管理課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
9月10日	アルファ化米	株式会社赤尾　大阪営業部	¥691,200	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和　8年　9月分　　総務部　行財政構造改革推進室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　　8年　9月分

総務部　人権推進課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）

該当なし

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　8年　9月分

未来創生部　企画課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　8年　9月分

未来創生部　市民共創課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和　8　年　9　月分　　未来創生　部　まちの活力創造　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
9月1日	カラープリンター（EPSON　LP-S8180）消耗品	阪南ビジネスマシン	¥107,140	〇	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　8年　9月分

未来創生部　ふるさと創生室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和８年９月分

市　民　部　市　民　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和　８　年　９　月分　　市民　部　生活環境　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第１１３条第１項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和８年９月分　　市　民　部　　税　務　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和８年９月分　　市　民　部　　資 源 対 策　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
9月22日	阪南市清掃庁舎1階駐車場シャッター（重量電動開閉機）修理	カミタ総合設備㈱	¥495,000	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和　8年　9月分　　健康福祉部　市民福祉課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和　8年　9月分　　健康福祉部　生活支援課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和８年９月分

健康福祉　部　　介護保険　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第１１３条第１項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和　8　年　9月分　　健康福祉　部　保険年金　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和８年９月分

健康福祉部　健康増進課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和8年9月分　　こども未来部　こども政策課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
9月1日	石田保育所4歳児保育室空調機洗浄作業	ダイキン工業株式会社 堺サービスステーション	138,050		第1号適用
9月10日	下荘保育所園庭側庇モルタル等落下防止対策工事	阪栄設備工業	739,530	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和８年９月分　　こども未来部　こども支援課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）

該当なし

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第１１３条第１項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和８年９月分　　都市整備部　都市整備課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
9月1日	令和8年度　都市計画基礎調査道路現況図作成業務委託	株式会社かんこう	¥352,000	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和８年９月分　　都市整備部　河川農水課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
R8.9.7	和泉緑ヶ丘線人孔蓋緊急取替工事	株式会社谷工務店	¥353,733		第2号適用
R8.9.11	下出地区里道水路除草工事	ヤマサ造園土木株式会社	¥279,400	○	
R8.9.18	小原川緊急除草業務委託	ヤマサ造園土木株式会社	¥385,000		第2号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式２）

令和８年９月分　　都市整備部　　道路公園課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第１１３条第１項ただし書の適用号数（第○号適用）
9月1日	箱作駅前線(箱作区画)低木剪定業務委託	（公社）阪南市シルバー人材センター	¥275,562		第３号適用
9月1日	自然田石田線区画線補修工事	勇興業	¥1,311,457	○	
9月9日	西鳥取135号線道路反射鏡設置工事	中谷石材園芸㈱	¥494,477	○	
9月14日	桃の木台中央公園トイレ自動センサー緊急修繕工事	川嶋電機商会	¥198,000		第２号適用
9月24日	下荘1号線道路陥没緊急補修工事	角下建設	¥133,100		第２号適用
9月29日	緑ヶ丘一丁目緑地樹木伐採等業務委託	阪栄設備工業	¥427,900	○	

※「一定額未満随契」（総額が１０万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が５万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が１者のみのときは、適用した阪南市財務規則第１１３条第１項のただし書の号数（１号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。２号・・・緊急を要するとき。３号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和８年９月分　　都市整備部　　下水道課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
9月7日	公共下水道マンホール蓋嵩上げ調整工事（箱の浦地内）	(有)南工業所	¥105,600		第1号適用
9月30日	箱作駅前マンホールポンプ場水位計緊急更新工事	(有)ONO総合設備	¥1,353,000		第2号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　8年　9月分

会計課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当無し				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和　8　年　9　月分　　議会事務局　庶務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和　8　年　9　月分　　行政委員会事務局

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和８年９月分　　農業委員会事務局

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第１１３条第１項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和　8年　9月分　　生涯学習部　教育総務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
9月1日	鳥取東中学校1階支援学級系統空調室外機電気部品取替修理工事	三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社ファシリティ部空調冷熱サポートセンター	¥162,800		第1号適用
9月10日	鳥取中学校大会議室エアコン修理工事	カミタ総合設備株式会社	¥265,100	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和８年９月分　　生涯学習部　学校給食センター

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和　8　年　9　月分　　生涯学習部　　学校教育課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和　8　年　9　月分　　生涯学習　部　生涯学習推進　室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
9月29日	旧下荘小学校低濃度PCB廃棄物収集、運搬及び処分業務委託	オオノ開發株式会社	¥759,000		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）　（様式2）

令和8年　9月分　　生涯学習部　中央公民館

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）